

「犯罪と刑罰」

ベッカリーア(著) 風早八十二、五十嵐二葉(訳)
岩波書店 1938年11月1日刊

11月1日から改正刑事訴訟法が施行された。この改正は刑事裁判を迅速でわかりやすいものにしようという意図で、公判前整理手続きの迅速化、連日的開廷の確保、即決裁判手続きの創設などが規定されている。これは2009年から始まる裁判員制度の準備との位置づけができる。すなわち、裁判員制度が始まれば、一般市民を一定期間裁判のために拘束することになるので、出来るだけ迅速に判決に結びつくような制度が必要になるということである。

裁判員は一般市民から無作為に選ばれることになっているが、市民が法律の知識もなく裁判所に行けば、裁判官の判断に左右され、裁判員制度の本来の目的を果たせない可能性が高い。本書は封建的刑罰制度を批判し、近代的な市民社会の刑法思想の礎となった古典であり、現代市民が裁判に関わるときにも役に立つ基本的な考え方が随所に含まれているので紹介しておきたい。

著者のベッカリーアは18世紀後半期に活躍した啓蒙思想家であり、本書の内容はルソーの社会契約論を刑法に適用したものである。すなわち、刑罰は社会の総合的な幸福を増加させる限りにおいて使用されるべきものであり、また社会契約としての憲法で保障された思想信条、宗教、言論の自由や基本的人権は守られており、それを侵害して刑罰を加えることは出来ないという立場をとっている。

著者の主張は多岐にわたるが、要約すれば、①犯罪と見なすべき事項を法律で厳密に規定しておくこと、②法の適用は万人に平等であるべきこと、③犯罪と刑罰はバランスが取れており、再犯を抑止する目的を果たす限り、なるべく軽い刑罰に処すべきこと、④死刑は廃止すべきであること、⑤犯罪の認定には十分な証拠が必要であり、強要による自白は証拠にならないこと、⑥逮捕・拘留はむやみにすべきではないこと、⑦刑の決定・執行はできるだけ迅速におこなうべきである、ということになるだろうか。

ベッカリーアの主張としては死刑廃止が取り上げられることが多いが、現在の刑法上の問題との関連では、犯罪と刑罰のバランスと刑の執行の迅速性ということが重要だと思われる。

いま、裁判員に求められているのは、裁判官が現実感覚から離れた判決を下すことを阻止し、市民の自由と権利を守るために主体的に裁判に関与し、裁判のスピードアップを図り、無責任な社会的判断に流されて極端な結論を導いてしまう危険性を回避することであろう。

裁判員制度を通して市民が司法に関与することの意義はことのほか大きいのである。